

特定非営利活動法人ディープデモクラシー・センター 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人ディープデモクラシー・センターという。英語表記をdeepdemocracy.centerとし、略称をdd.cとする。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を千葉県松戸市、千葉県鴨川市に置く。

第3条 (目的)

この法人は、社会の多様性を重視し、自治・自律・自給型地域づくりを推進する個人、市民団体に対してその活動の助言、支援に関する事業、および、その人材の育成に関する事業を行い、もって住民参加による市民社会の成熟、発展に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 経済活動の活性化を図る活動
- 16 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 17 消費者の保護を図る活動
- 18 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (特定非営利活動に係る事業の種類)

この法人は、第3条の活動の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

1. 自治・自律・自給型地域づくりを推進する個人および市民団体の活動等に関する支援事業
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
4. 福祉有償運送および過疎地有償運送、その他有償運送に係わる事業

- 5.介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 6.指定管理制度による公共施設等の管理運営事業
- 7.生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- 8.住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助、ならびに、賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助に関わる事業
- 9.その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第6条 (会員の種別)

この法人の会員は、次の4種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するために入会した個人および団体
 - (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
 - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を賛助するために入会した個人および団体
 - (4) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、この法人のボランティア活動に参加するために入会した個人
- 2 この法人の会費の額は、総会が定める。

第7条 (入会)

この法人に正会員として入会しようとする者は、この法人が定める入会申込書に所要の事項を記載して代表理事あてに入会の申し出をするものとする。

- 2 前項の場合において、代表理事はこの入会申し出を理事会に諮り、正当な事由がない限り入会を認めるものとする。
- 3 入会を認められた者は、ただちに年会費を払うものとする。
- 4 この法人に一般会員又は賛助会費として入会しようとする者は、入会の意志を示して年会費を払い込むことにより入会したものとする。

第8条(ペンネーム、芸名、通称等の使用)

この法人の会員は、この法人の運営および活動にあたって、ペンネーム、芸名、通称等を使用する場合は、それらがすでに社会的に認知されている場合に限り、代表理事の承認を得て、使用できるものとする。

第9条 (会員の権利)

正会員は、総会に出席し、意見を述べ、議決に加わることができる。

- 2 一般会員および賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

第10条 (会員の資格の喪失)

会員は次のときに、その資格を喪失する。

- (1)退会届を提出したとき
- (2)継続して 2年以上会費を滞納したとき
- (3)除名されたとき
- (4)会員が死亡し又は会員である団体が消滅したとき

第11条 (退会)

会員は、この法人が定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

第12条 (除名)

会員がこの法人の目的又は定款の定め反する言動をした場合、又はこの法人の秩序を乱すなど会員としてふさわしくない行為をした場合は、理事会の議決により除名することができる。

- 2 前項の定めにより除名しようとする場合、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えることができる。

第3章 役員

第13条(役員)

この法人に次の役員を置く。

(1)理事 (3人以上)

(2)監事 (1人以上2名以下)

2 役員は、理事会が候補者として推薦した者の中から、総会において選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等内の親族が一人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者および三親等内の親族が役員の総数を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20号各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

第14条(職務)

代表理事1人、副代表理事2人以内を、理事の互選によって選任する。

2 代表理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところによりその業務を総理し、執行する。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、予め定めた順番によりその職務を代行する。

4 監事は、次の職務を行う。

(1)理事の職務執行の状況の監査

(2)この法人の財産の状況の監査

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)前号の報告をするために必要があるときには総会を招集すること

(5)理事の職務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

第15条(任期等)

役員は任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第16条(解任)

役員が次の各号の一に該当するときには、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)法令、定款に違反する行為があったとき

(2)心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき

(3)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の定めにより解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるものとする。

第17条(報酬)

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 総会

第18条(構成、権能)

この法人の総会は正会員をもって構成する。

2 通常総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

- (2)合併および解散
- (3)事業計画および予算並びにその変更
- (4)事業報告および決算
- (5)理事の選任又は解任、報酬および費用弁償
- (6)監事の選任又は解任、報酬および費用弁償
- (7)会費の額
- (8)清算人の選任
- (9)残余財産の帰属
- (10)その他運営に関する重要事項

第19条(開催、招集)

代表理事は、毎年1回、事業年度の開始の日から3ヶ月以内に通常総会を招集する。

- 2 臨時総会は次のときに開催する。
 - (1)理事会において臨時総会の開催する旨の議決があったとき
 - (2)正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき
 - (3)第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき
 - (4)法第14条の3第1項の規定により、理事から招集があったとき
- 3 代表理事は、前項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その議決又は請求の日から1ヶ月以内に臨時総会を招集するものとする。
- 4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面もしくは電磁的な方法により、会員に対し開催の日の少なくとも5日前までに通知するものとする。

第20条(表決権等)

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 総会に出席しない正会員は、審議事項について、書面もしくは電磁的な方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 書面もしくは電磁的な方法による表決書又は表決を他の正会員に委任する旨の委任状を提出した正会員は、総会の定足数および議決数の算出に際しては出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第21条(議長、定足数、議決)

総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

- 2 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。
- 3 総会は、正会員数の5分の1以上の出席をもって成立し、その議決は、正会員出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この法人の解散、合併、定款の変更については正会員出席者の3分の2以上の多数をもって決する。
- 4 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

第22条(議事録)

総会の議事録について、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1)日時および場所
 - (2)正会員総数および出席者数（書面もしくは電磁的な方法による表決者又は表決委任者の数を付記）
 - (3)審議事項
 - (4)議事の経過の概要および議決の結果
 - (5)議事録署名人の選任
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。
 - (1)総会の議決があったものとみなされた審議事項
 - (2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3)総会の決議があったものとみなされる日
- (4)議事録の作成にかかわる職務者の氏名

第5章 理事会

第23条（構成、権能）

この法人の理事会は理事および監事をもって構成する。

- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1)総会に付すべき事業計画および予算の立案
 - (2)総会に付すべき事業報告および決算の作成
 - (3)その他総会に付すべき議案の原案の作成
 - (4)事務局の組織および運営
 - (5)その他、総会の議決を要しない本会の運営に関する必要な事項

第24条（開催、招集）

理事会は、次のときに開催する。

- (1)代表理事が必要と認めた場合。
- (2)理事又は会員から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合。
- (3)第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があった場合。

2 理事会は、代表理事が招集する。

3 理事会を招集する場合、少なくとも招集日の5日前に日時、場所、および審議事項を記載した書面をもって通知する。ただし、理事が了承している場合には、書面に代えて電子メールにより通知することができる。

第25条（議長、定足数、議決）

理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事の指名するものがあたる。

2 理事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

3 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 理事会の審議事項は、この定款に定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって可決とする。ただし、賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

5 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について議決権を行使することができない。

第26条（表決権等）

理事会に出席しない理事は、審議事項について、書面もしくは電磁的な方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する理事は、前条第3項および第4項の規定については出席とみなす。

第27条（議事録）

理事会の議事録について、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1)日時および場所
- (2)理事総数および出席者数（書面もしくは電磁的な方法による表決者又は表決委任者の数を付記）
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要および議決の結果
- (5)議事録署名人の選任

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。

第6章(顧問)

第28条（顧問）

この法人に顧問を置くことができる。顧問は理事会が委嘱し、この法人の活動に助言することができる。

第7章 資産および会計

第29条 (資産の構成)

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

第30条 (資産の管理)

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第31条 (会計の原則)

この法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第32条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

第33条 (事業計画、予算、事業報告、決算)

この法人の事業報告および決算は、毎事業年度終了後速やかに代表理事が作成することとする。

- 2 事業報告および決算は、監事の監査を受け、理事会の議決を経て総会の承認を受けるものとする。
- 3 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
- 4 事業計画および予算は、理事会で作成し、総会の議決を経るものとする。

第8章 定款の変更、解散および合併

第34条 (定款の変更)

この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

第35条 (解散)

この法人は、法31条第1項に掲げる事由により解散する。

- 2 総会の決議によって解散するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合、所轄庁の認定を得なければならない。

第36条 (清算人の選任)

この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)するときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は、理事が清算人となる。

第37条 (残余財産の帰属)

この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

第38条(合併)

この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第39条(公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 事務局

第40条(事務局の設置)

この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

第41条(職員の任免)

事務局長および職員の任免は、代表理事が行う。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第11章 雑則

第42条(情報公開)

この法人は、理事会が定める方法により、その活動状況を公開する。

第43条(定めがない事項)

この定款に定めがない事項については、法律の定めによることとする。

第44条(理事会への委任)

この定款に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は理事会の議決により定める。

【附則】

- 1 この定款は、この法人が特定非営利活動法人として成立した日から実施する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
代表理事 桑田雅子
副代表理事 加納基成
理事 小川まき
監事 上野雅久
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から最初の総会までとする。最初の総会は平成28年3月31日までとする。
- 4 法人の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成27年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および予算は、第33条第4項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第6条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	個人	10,000円
		団体	20,000円
	一般会員	個人	1口 3000円 (1口以上)
		団体	1口 3000円 (2口以上)
	賛助会員	個人	1口 2000円 (1口以上)
		団体	1口 2000円 (2口以上)
- 7 この法人の設立当初の主たる事務所の所在場所は、千葉県富津市小久保2 6 2 1 番地1とする。

【附則】

- 1 この定款は、平成28年11月10日から施行する。

【附則】

- 1 この定款は、平成29年3月29日から施行する。

【附則】

- 1 この定款は、平成30年5月17日から施行する。

【附則】

- 1 この定款は、令和2年3月31日から施行する。

【附則】

- 1 この定款は、令和3年5月18日から施行する。